

新潟市海辺の森風力発電事業 リスク分担表

段階	項目		No.	リスクの内容	リスク負担者	
					市	事業者
全段階共通	募集要項の誤り		1	募集要項に重大な誤りがあるもの	○	—
	企画提案の誤り		2	企画提案内容が想定より事業性を下げる要因となった場合でも、原則として提案内容のとおり実施しなければならないこと	—	○
	政治関連 リスク	法制度・法令変更リスク	3	行政財産の使用許可の取扱い変更に関するもの	○	—
			4	事業に関連する法制度・許認可の新設・変更に関するもの	—	○
		税制リスク	5	税制度の新設・変更に関するもの	—	○
		政治リスク	6	市の政策変更による事業の変更・中断・中止	○	—
	社会リスク	住民問題 リスク	7	市の施策に対する住民反対運動・苦情・訴訟等に関するもの	○	—
			8	上記以外の住民反対運動・苦情・訴訟に関するもの(騒音・低周波音など)	—	○
		第三者 賠償	9	事業用地及びその周辺において、風力発電事業に起因して発生する事故等により、第三者に危害・損害を加えた場合の責任	—	○
調査計画段階 (施工前)	許認可リスク		10	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	—	○
			11	系統連系ができないこと	—	○
	土地条件リスク	12	地盤強度が不足すること	—	○	
運営管理段階	事業リスク		13	発電量の減少(風量不足、落雷による故障など)	—	○
	土地使用料変動		14	地価改定等に伴う土地使用料の減額	○	—
			15	地価改定等に伴う土地使用料の増額	—	○
	賃借物の劣化等		16	土地の不等沈下	—	○
不可抗力リスク		17	不可抗力(自然災害・騒乱・暴動等)に伴う発電関連設備の損傷等	—	○	

※上記は主なリスクについて記載したもの。市は市有地の使用を許可するだけであり、事業における様々なリスク(上記に記載のないもの)は原則的に事業者が負うものとする。